

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

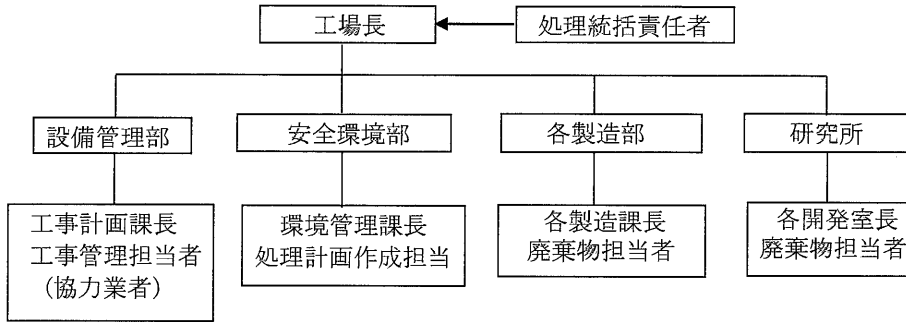
（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 5年 6月 1日	
千葉県知事	
熊谷 俊人 殿	
提出者 〒290-8503	
住所 千葉県市原市五井南海岸3番地	
氏名 丸善石油化学株式会社千葉工場 執行役員工場長 山本 雅則 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0436-25-3162	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	丸善石油化学株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県市原市五井南海岸3番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：石油製品・石炭製品製造業
② 事業の規模	前年度の製造品出荷額 320,461 百万円
③ 従業員数	797人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		「別紙の通り」	
	産業廃棄物の種類			
	排出量	t	t	t
	(これまでに実施した取組) ・平成18年に、製造装置の能力増強計画と同時に、排水の発生量の見直しを実施し、脱水汚泥の発生量を30%削減した。			
②計画	【目標】		「別紙の通り」	
	産業廃棄物の種類			
	排出量	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・排水処理施設の、凝集剤の適正管理を引き続き行い、汚泥の発生抑制に努める。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別徹底をしたことで、その廃棄物のリサイクル処理が可能となった。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・更なる分別の徹底を図り、リサイクル率の向上をめざす。

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	木くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	12285.0 t	1 t
	(これまでに実施した取組) ・廃棄前の木製パレットから使用できる部材を取り分け、補修可能なパレットは補修し、再利用を行なっている。 ・余剰廃油は出来るだけ、ボイラー燃料として有効利用する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	木くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	12500 t	1 t
	(今後実施する予定の取組) ・廃油の成分回収を実施し再利用の促進を図る。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	汚泥以外行っていない
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	45317.2 t	t
(これまでに実施した取組) ・場内汚泥を一箇所に集め中間処理を行っていたが、既設脱水機の負荷が高くなり含水率も高くなってきた。汚泥脱水機を新設し1台あたりの負荷を下げる事で汚泥の含水率を下げ排出重量の削減を図っている。また、乾燥機の補修を実施したことで、汚泥含水率の改善が図られ、汚泥排出総重量が抑えられる。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	汚泥以外行っていない
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	45000 t	t
(今後実施する予定の取組) ・汚泥乾燥機の適正運転管理を行い排出量の削減を図る。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) これまでに、自社で埋立処分または海洋投入処分を行なった事はない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も引き続き埋立処分又は海洋投棄処分を行う予定はない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		「別紙の通り」
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・廃棄物の処理委託を行う場合、優良認定処理業者若しくは、熱回収認定を受けた処理業者に極力お願いする。		

②計画	<b>【目標】</b>	「別紙の通り」	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 廃棄物の処理委託を行う場合、優良認定処理業者若しくは、熱回収認定を受けた処理業者に極力お願いする。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。







# 産業廃棄物の一連の処理の工程

